

NTTグループにおける共同調達に関する検討会(第1回) ご説明資料

ソフトバンク株式会社

2020年3月24日

1. はじめに
2. 検討のプロセスについて
3. 議論・考慮が必要なポイント
4. まとめ

1. はじめに
2. 検討のプロセスについて
3. 議論・考慮が必要なポイント
4. まとめ

NTTグループに関する公正競争要件検討にあたり

NTTグループ殿の**公社時代以前の独占性に基づく優位性を排除**するため、 **様々な公正競争要件を付して再編・規制**をされてきたところ

NTTドコモ分離時の公正競争条件の整備 (平成4年4月発表)

(1) 新会社(注:NTTドコモ)のネットワーク

新会社は、可能な限り、NTT(注:再編成前のNTT)と別個の伝送路を構築するものとし、NTTの回線を利用する場合には、移動体系事業者と同一の条件とする。

(2) 取引条件等

NTTと新会社との間において行われる取引については、取引を通じたNTTから新会社への補助が行われないようにする。

また、NTTと新会社との間において行われる鉄塔・局舎の利用、研究開発成果の利用等の取引条件並びにNTTとの間の接続条件、事業者間精算、情報の開示等の条件については、移動体系新事業者と同一とする。

(3) NTTとの人的関係

NTTから新会社への社員の移行は、「転籍」により行うこととし、出向形態による人事交流は行わないこととする。

(4) 出資比率の低下

中核となる会社(注:地域別運営移行後におけるNTTドコモ中央)の株式については、会社設立の5年後の上場を目指すこととし、上場の機会等をとらえNTTの出資比率を低下させるものとする。

(5) 資材調達

新会社がNTTの購買力を使用することのないよう、NTTと新会社は共同資材調達を行わないものとする。

NTT再編成の基本方針における公正競争条件の確保(郵政省告示、平成9年12月)

- 承継会社(注:NTT東・西・コム)に引き継がせる事業が適切かつ円滑に営まれるために必要な資産については、当該事業を引き継がせることとされた承継会社に承継させるものとする(基本方針4(1))。

【考え方】

○ 電気通信設備を含むNTTの資産については、引き継がれる電気通信業務に対応して各承継会社に承継させることとしており、今回の再編成の趣旨にかんがみ、設備の共用は原則認めないこととしている。ただし、例えば一つの交換機等で区域内・区域外の通信を扱う階梯のネットワーク(一般専用線のノード装置)などについては、共用を例外的に認めることとしている。

- 承継会社への事業の引継ぎに当たって電気通信分野における公正な競争の確保に関し必要な事項に関する基本的な事項(基本方針5、一部抜粋)

- 地域・長距離会社間の役員兼任・在籍出向の禁止((1)及び(2))
- 地域・長距離会社間の接続形態・条件は、地域各社と他の電気通信事業者との間のものと同じ((6)及び(7))
- 地域・長距離会社間で提供される顧客情報その他の情報は、他の電気通信事業者との間のものと同じ((9))
- 地域・長距離会社間の電気通信役務の提供に関連する取引条件について、地域会社と他の電気通信事業者との間のものと同じ((7))
- 長距離会社による独立した営業部門の設置(利用者の利便性維持のために地域会社が長距離会社の販売業務を受託する場合には、その条件は他の電気通信事業者のものと同じ)(8)
- 持株会社・地域会社による長距離会社との共同資材調達の禁止(4)

【考え方】

○ NTTデータ、NTTドコモの分社の際やNTTパーソナルの設立の際のNTTとこれらの会社との間の公正競争条件は、引き続き地域会社とNTTデータ、NTTドコモ、NTTパーソナルの間においても同様に適用されるものとする。
○ (地域会社が所有することになる建物、管路、どう道及び電柱などの)提供条件については、電気通信役務の提供に関連する取引として、他の事業者との間の取引条件と同一性を担保するよう、基本方針5(7)において規定されている。

出典：NTTグループに係る公正競争確保のための措置について(総務省：2005年12月21日) P.2-3

**NTT殿、NTT東西殿との共同調達禁止は再編時の公正競争要件の一つであり、
容認是非は共同調達単体での効果のみならず、これら再編・規制の趣旨を損なわないかという観点での検討が必須**

NTTグループ共同調達に関する懸念①

共同調達は調達コストの低減のみにとどまらず、**各社戦略共有**や**機器の共同開発等**を通じて
グループ一体化(競争事業者の実質排除)につながり得るものであり、
公正競争環境に与える影響・懸念は非常に大きい

【共同調達を行う場合のフロー】

個社にて調達対象の検討

調達ニーズの持ち寄り・共同調達対象の検討

営業・経営戦略等の共有がなされるおそれ

【市場に適切な対象がない場合】

新規仕様・要件検討

NTT殿独自仕様の推進を加速・グローバル仕様との乖離のおそれ

共同調達対象の
共同開発合意

機器提供ベンダーの固定化(国産ベンダー、電電ファミリー等)
接続事業者の調達コストの増加(仕様を合わせるための個別開発)

共同調達対象の決定・合意

共同調達の実施

過去例においても、NTT殿の独自仕様化等により、
**NTT殿と競争事業者間での非対称性が生じてきた経緯があり、
共同調達が活発化することで再度このような弊害が発生する懸念もある**

政策検討における重要な視点

16

安価かつ多様な先端サービスの享受を可能とすべく
ネットワークや技術基盤の**変革期こそ、公正競争を意識した仕組み作りが必要**

5G・IoT時代に向け
ルール変更については
より慎重な議論が必要

技術変革期に生じた過去事例とその影響



非効率な構成の採用

- ・ 加入光ファイバー芯単位接続
(分岐端末回線単位接続の非採用)

▶ **接続料金高止まり・競争停滞**



接続事業者との情報非対称性

- ・ NGN機能の利用進まず
(加えて当初は非指定設備)

▶ 当社がNGN上でOAB-J IP電話
を提供するまで**7年**



独自仕様の採用

- ・ DSLにおける Annex C 採用

▶ **日本のみDSL機器サポート終了**

1. はじめに
- 2. 検討のプロセスについて**
3. 議論・考慮が必要なポイント
4. まとめ

包括的検証の結論

包括的検証の答申では、NTT殿に関連して2つの例外的な取り扱いを認める

① 電話サービスの持続可能性の確保

当面の
対応

- NTT東西は電話の提供にあたり全ての設備を自ら設置することが義務づけられているが、辺地等においては極めて不経済となり、「全国あまねく提供」に支障が生じるおそれがある場合があることから、NTT東西に対し、携帯電話網を含む他者設備の利用を例外的に認めるための制度整備を迅速に進める。
- 例外的な他者設備の利用にあたり、以下の要件を満たすことを確認するため、認可制を導入。
 - ・ 他者設備の利用を認める範囲について総務省において基準を明確化(災害復旧の一時的利用にも留意)
 - ・ 安定的なサービス提供のための体制、適切なサービス品質、他者設備の調達における公正環境の確保 等

出典：電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申 概要(情報通信審議会：2019年12月17日) P.4

電話サービス提供における
他者設備利用

③ 我が国発のイノベーション創出等に向けた環境整備

当面の
対応

- 通信事業者の調達力強化を通じてグローバル展開や先端的な研究開発等に対する投資を促進するため、NTTグループの共同調達ルール(例：東西ドコモは原則禁止)について、公正競争を阻害しないための措置を講じた上で例外的に認める。
- 事業者間連携によるイノベーション創出を促すため、ローカル5Gの普及促進に向けた制度整備、IoT分野における事業者間連携の促進に向けた現行の禁止行為規制※等の適切な運用を検討。

※ 移動通信市場の支配的事業者(現時点でNTTドコモ)による関連会社に対する不当な優遇等を禁止。ただし、通信モジュール向けにサービス提供する者を関連会社の指定から除外。

出典：電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申 概要(情報通信審議会：2019年12月17日) P.5

NTTグループの共同調達

包括的検証の結論(電話サービス提供における他者設備利用①)

NTT東西殿の電話サービスに関して、**赤字という事実に加え、将来の見通しも踏まえて検討**
主目的は、将来にわたる低廉で安定的なサービス提供

(単位 百万円)

役務の細目		営業収益	営業費用	営業費用		営業利益	摘要
				うち設備管理 部門費用	うち設備利用 部門費用		
加入電話	基本料	179,198	194,324	128,674	65,649	△ 15,125	
	緊急通報	-	117	116	0	△ 117	
	小計	179,198	194,441	128,791	65,650	△ 15,243	
第一種公衆電話	市内通信	561	2,474	2,371	103	△ 1,913	
	離島特例通信	0	2	2	0	△ 2	
	緊急通報	-	2	2	0	△ 2	
	小計	562	2,479	2,376	103	△ 1,917	
合計		179,760	196,921	131,167	65,753	<u>△ 17,161</u>	

出典：ユニバーサルサービス収支表(基礎的電気通信役務収支表)(東日本電信電話株式会社：2018年度)

NTT東西殿の電話サービスは**収支が赤字**

中間答申においては、NTT 法の趣旨を踏まえ、NTT 東西の電話サービスの提供については、自己設備設置¹を基本とした上で、2030 年代に向けた社会構造の変化等を見据えれば、他者設備の利用が真に必要・合理的と認められる場合、これを例外的に認めることは、将来にわたる低廉で安定的なサービス提供に資するといえることから、主に次のセーフガード措置を講ずることを確保すべく、所要の制度整備を講ずることが提言された。

出典：電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申(情報通信審議会：2019年12月17日) P.8

2030年代に向けた社会構造の変化等を見据え
(人口・居住地域減少の見通し)

例外的な許容の目的は
将来にわたる低廉で安定的なサービス提供
 (NTT東西殿のユニバーサルサービス義務の履行)

包括的検証の結論(電話サービス提供における他者設備利用②)

NTT東西殿の申請に基づく認可制を導入し、要件を規定

このため、NTT 東西による他者設備の利用に当たっては、電話の役務の提供に係る責務を確保する観点から、以下(2)～(5)の考え方にに基づき、所要の要件を満たすことを確認すべく、NTT 東西の申請に基づく認可制を導入することが適当である。また、現行の交付金制度との関係については、以下(6)の考え方にに基づき対応を行うことが適当である。

今般、他者設備の利用を例外として認めようとする趣旨は、提供手段の効率化を通じて、電話サービスのあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与することを目的とするものであり、当該目的に照らし、他者設備の利用が真に必要・合理的と認められる場合に限られるべきである。

他者設備の利用を認めるに当たっては、安定的なサービス提供の確保の観点から、NTT 東西において適切な運用・管理体制を構築するとともに、仮に他者設備が利用できなくなった場合にもサービス提供の維持を可能とするための措置を講ずることが求められる。

他者設備の利用、特に無線による提供を認めるに当たっては、現在の電話サービス(0AB～J 番号)において求められる技術的要件について、緊急通報受理機関への接続を維持するとともに、音声品質(遅延、ゆらぎ等)等を可能な限り確保することが求められる。

他者設備の利用を認めるに当たっては、NTT 東西が携帯電話事業者等から回線設備を調達することが想定されるため、例えば、グループ会社のみを優遇すること等により、公正競争環境に影響を及ぼすことがないようにすることが求められる。

NTT東西殿の申請に基づく認可制
他者設備利用を認める要件として以下を規定

- 
- ① 目的(ユニバーサルサービスの確保)に照らし、**真に必要・合理的と認められる場合に限定**
 - ② 他者設備が利用できなくなった場合も**サービス提供を維持**
 - ③ **緊急通報受理機関への接続や、音声品質を確保**
 - ④ **公正競争環境に影響を及ぼすことがないこと**

包括的検証の結論(NTTグループの共同調達①)

NTTグループ殿の共同調達については、市場環境変化等を踏まえて許容 主目的は、NTTグループ殿のグローバル展開・先端的な研究開発の促進

我が国発のイノベーション創出に向け、通信事業者の競争力確保、様々な事業者・産業間の連携強化、革新的技術を基盤とした通信ネットワーク・サービスの一層の高度化を図るため、主に次の取組の方向性が考えられる。

一方で、資材調達を取り巻く環境が大きく変化し、かつては国内総合通信ベンダからの調達が大宗を占めていたものが、グローバル通信ベンダからの調達へとシフトするとともに、NTTグループ全体の調達額に占めるNTT及びNTT東西の調達額の割合自体が大きく低下し¹⁶、市場に与える影響は小さくなってきている。

¹⁶ NTTによれば、NTTグループ各社^{*1}の調達額^{*2}に占めるNTT及びNTT東西の調達額の割合は、NTTドコモ分社時(1994年度)の約8割から2017年度には約2割まで低下するとともに、NTT及びNTT東西の調達額も、2017年度には、NTTドコモ分社時の約1割に低下している。

※1 NTT、NTT東西、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ、NTTデータ、NTTコムウェア及びNTTファシリティーズを指す。
※2 ルータ・サーバ・伝送装置等のハードウェア、市販・開発ソフトウェア等(携帯端末等を除く。)に係る調達額を指す。

以上の環境変化や、NTT再編時等と比較して禁止行為規制等の公正競争を確保するための一定の規律が整備されていることを踏まえれば、NTTグループの強い購買力を背景とした公正競争の阻害を防止するというNTTグループの共同調達に係るルールの趣旨は引き続き維持しつつも、公正競争を阻害しない範囲において例外的に共同調達を認めることは、調達コストの低減等の効果を通じて、利用者への利益の還元が期待されるとともに、グローバル展開や先端的な研究開発に対する投資の促進に資すると考えられる。また、上記のスキームを通じ、希望に応じて他の事業者も含めた共同調達が行われることにより市場の活性化が期待される。

出典：電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申(情報通信審議会：2019年12月17日) P.52

我が国発のイノベーション創出に向けた取り組み

グローバル通信ベンダからの調達へシフト
NTT・NTT東西殿の調達額の割合が低下
(NTT殿によれば)

市場に与える影響は小さくなってきている

例外的な許容の目的は
(NTTグループ殿の)グローバル展開や先端的な研究開発
に対する投資の促進

包括的検証の結論(NTTグループの共同調達②)

NTTグループ殿による自主的な取組を求める他、
総務省殿における検証・NTT殿への定期的な報告要請にて公正競争を確保

他方で、公正競争を確保する観点からは、NTTグループにおいて、公正競争を阻害しない範囲での共同調達の実施に関する方針の策定、共同調達の状況の公表等の自主的な取組を行うとともに、共同調達を求めるに当たり、総務省において公正競争への影響等を検証することとし、NTTに対して共同調達の運用状況等に関する定期的な報告を求める等の担保措置が必要である。

出典：電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申（情報通信審議会：2019年12月17日）P.52

NTTグループ殿による自主的な取組

- ① 公正競争を阻害しない範囲での **共同調達実施方針の策定**
- ② **共同調達の状況の公表** 等

総務省殿における担保措置

- ① **公正競争への影響等の検証**
- ② NTT殿に対して **共同調達の運用状況等の定期的報告要請**

他者設備利用と共同調達の議論状況の比較

NTTグループ殿の競争力を高める共同調達については、十分な議論・措置が不足している認識

	電話サービス提供における他者設備利用	NTTグループの共同調達
例外的取扱いの主目的	<ul style="list-style-type: none"> 低廉で安定的な電話サービス(ユニバーサルサービス)の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 日本発イノベーション創出、(NTTグループ殿の)競争力強化 <ul style="list-style-type: none"> ➢ グローバル展開や先端的な研究開発への投資促進
検討の背景・根拠	<ul style="list-style-type: none"> 赤字のユニバーサルサービス メタル回線耐用年数、再敷設の経済性 	<ul style="list-style-type: none"> (NTT殿によれば)調達額の割合低下、市場に与える影響は小さくなってきている
将来の見通し	<ul style="list-style-type: none"> 人口・居住地域減少の見通し 2030年代に向けた社会構造変化 	<p>【特段の記載なし】</p>
要件	<ul style="list-style-type: none"> 総務省殿の認可 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 目的に照らし真に必要・合理的な場合に限定 ➢ 安定的なサービス提供の確保 ➢ サービス品質の確保 ➢ 公正競争環境の確保 	<ul style="list-style-type: none"> NTTグループ殿の自主的な取組 総務省殿の担保措置

1. はじめに
2. 検討のプロセスについて
- 3. 議論・考慮が必要なポイント**
4. まとめ

議論・考慮が必要なポイント①(答申の判断根拠)

共同調達許容の方向性に至った事実・客観的なデータが不足と考えるため、判断のもととなった **①根拠・背景** **②期待される効果** を具体的にお示しいただきたい

一方で、資材調達を取り巻く環境が大きく変化し、かつては国内総合通信ベンダからの調達が大宗を占めていたものが、グローバル通信ベンダからの調達へとシフトするとともに、NTTグループ全体の調達額に占めるNTT及びNTT東西の調達額の割合自体が大きく低下し¹⁶、市場に与える影響は小さくなってきている。

¹⁶ NTTによれば、NTTグループ各社^{*1}の調達額^{*2}に占めるNTT及びNTT東西の調達額の割合は、NTTドコモ分社時(1994年度)の約8割から2017年度には約2割まで低下するとともに、NTT及びNTT東西の調達額も、2017年度には、NTTドコモ分社時の約1割に低下している。

※1 NTT、NTT東西、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ、NTTデータ、NTTコムウェア及びNTTファシリティーズを指す。
 ※2 ルータ・サーバ・伝送装置等のハードウェア、市販・開発ソフトウェア等(携帯端末等を除く。)に係る調達額を指す。

以上の環境変化や、NTT再編時等と比較して禁止行為規制等の公正競争を確保するための一定の規律が整備されていることを踏まえれば、NTTグループの強い購買力を背景とした公正競争の阻害を防止するというNTTグループの共同調達に係るルールの趣旨は引き続き維持しつつも、公正競争を阻害しない範囲において例外的に共同調達を認めることは、調達コストの低減等の効果を通じて、利用者への利益の還元が期待されるとともに、グローバル展開や先端的な研究開発に対する投資の促進に資すると考えられる。また上記のスキームを通じ、希望に応じて他の事業者も含めた共同調達が行われることにより市場の活性化が期待される。

出典：電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申(情報通信審議会：2019年12月17日) P.52

「市場に与える影響は小さくなってきている」の根拠

- 調達先シフト(国内 → グローバル)の影響評価
- NTT・NTT東西殿の調達額の割合変化の評価 等

「利用者への利益の還元」の期待内容・水準
 「NTTグループ殿の競争力強化」を是とした理由
 「他の事業者も含めた共同調達」の具体的態様

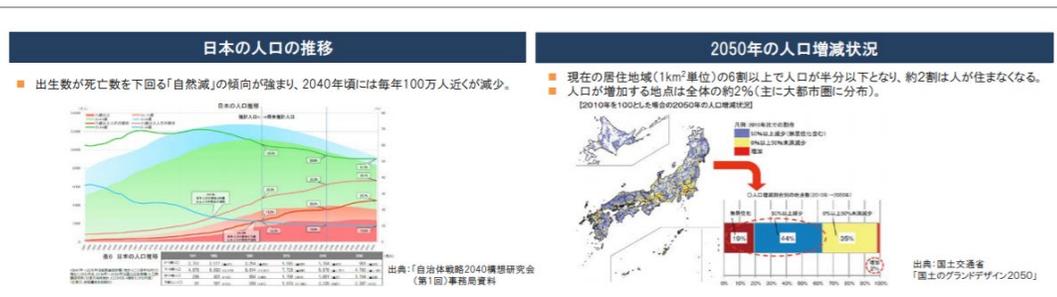
将来的な見通しも考慮して検討いただきたい (市場状況やNTTグループ殿の戦略等による資材調達環境の変化、これに伴う公正競争への影響)

他者設備利用

この点について、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT 東西」という。)は、2025年までに公衆交換電話網(PSTN)をIP網に移行するに当たり、利用者が極端に少ない等の事情によりメタル再敷設や光化が極めて不経済となる場合に限り、アクセス区間の一部に他者の無線設備を利用して効率化を図ることを提案している。

中間答申においては、NTT法の趣旨を踏まえ、NTT東西の電話サービスの提供については、自己設備設置¹を基本とした上で、2030年代に向けた社会構造の変化等を見据えれば、他者設備の利用が真に必要・合理的と認められる場合、これを例外的に認めることは、将来にわたる低廉で安定的なサービス提供に資するといえることから、主に次のセーフガード措置を講ずることを確保すべく、所要の制度整備を講ずることが提言された。

出典：電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申(情報通信審議会：2019年12月17日) P.8



出典：ネットワークビジョンを見据えた基盤整備等の在り方について(基盤整備等の在り方検討WG事務局：2019年6月25日) P.4

2025年までにIP網に移行
2030年代に向けた社会構造の変化等を見据え

共同調達

一方で、資材調達を取り巻く環境が大きく変化し、かつては国内総合通信ベンダからの調達が大宗を占めていたものが、グローバル通信ベンダからの調達へとシフトするとともに、NTTグループ全体の調達額に占めるNTT及びNTT東西の調達額の割合自体が大きく低下し¹⁶、市場に与える影響は小さくなってきている。

以上の環境変化や、NTT再編時等と比較して禁止行為規制等の公正競争を確保するための一定の規律が整備されていることを踏まえれば、NTTグループの強い購買力を背景とした公正競争の阻害を防止するというNTTグループの共同調達に係るルールの趣旨は引き続き維持しつつも、公正競争を阻害しない範囲において例外的に共同調達を認めることは、調達コストの低減等の効果を通じて、利用者への利益の還元が期待されるとともに、グローバル展開や先端的な研究開発に対する投資の促進に資すると考えられる。また、上記のスキームを通じ、希望に応じて他の事業者も含めた共同調達が行われることにより市場の活性化が期待される。

出典：電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申(情報通信審議会：2019年12月17日) P.52

【包括的検証では将来的な見通しに関する資料なし】

【将来の環境変化等を踏まえる旨の記載はなし】

※答申時点と異なり、法整備中の5G投資促進税制等による国内ベンダー拡大の流れ等の変化も生じている

事例① (IOWN構想による調達拡大)

オールフォトニクス of 新たなネットワーク構想実現に向けて、
資材調達を取り巻く環境が答申記載(市場に与える影響が小さくなっている)と大きく変わる可能性

「光でゲームチェンジ」 NTT澤田社長が描く未来

2019/6/14 16:00

6月11日に閉幕した「世界デジタルサミット2019」(日本経済新聞社・総務省主催)に参加したNTTの澤田純社長に、ネットワークから端末まですべて「光」を使う「IOWN (アイオン)」と呼ぶ新構想を発表した狙いなどを聞いた。

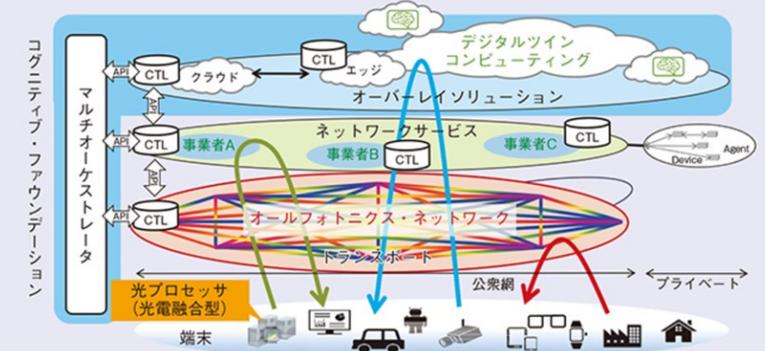
——オール光の情報処理基盤が実現することで、どのようなメリットが生まれますか。

「エレクトロニクス中心で動いてきた世界にゲームチェンジを図れる。低消費電力や低遅延、高速性といったメリットをもたらし、チップから機器の製造、開発までエコシステムを変える可能性がある。これまでの電子回路を使っていた機器が、光半導体、光サーバー、光パソコンに変わっていくイメージだ。リアルタイム性を追求する自動運転や(あらゆるモノがネットにつながる)IoTは、こうした基盤が無ければ実現できない」

出典：日本経済新聞 電子版(2019年6月14日)

What's IOWN?

Innovative Optical and Wireless Network (IOWN:アイオン) 構想
 オールフォトニクス・ネットワーク、デジタルツインコンピューティング、コグニティブ・ファウンデーションの3つの要素でスマートな社会を実現していく



出典：日本電信電話株式会社ウェブサイト(NTT技術ジャーナル)
https://www.ntt.co.jp/journal/2001/JN20200134_h.html

**エレクトロニクス中心で動いてきた世界にゲームチェンジ
 チップから機器の製造、開発までエコシステムを変える**

調達環境が大きく変わる可能性

事例②(NTTドコモ殿・ローカル5G割当周波数)

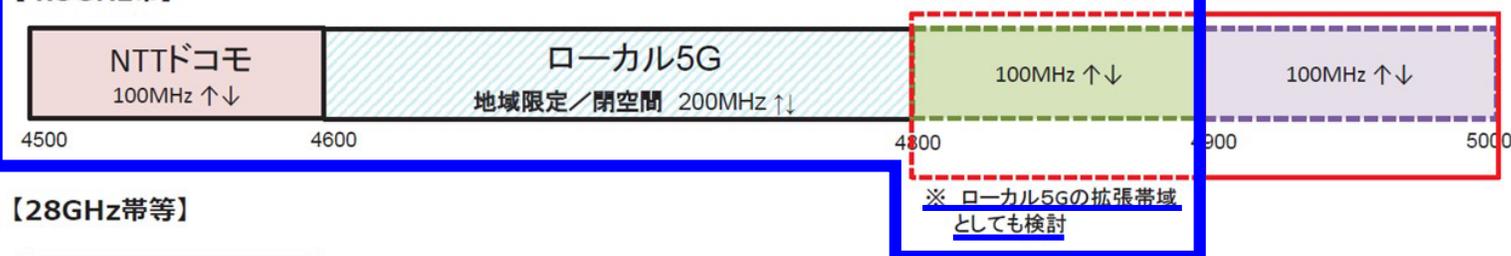
4.8-4.9GHzがローカル5Gに割り当てられた場合、
NTTドコモ殿とNTT東西殿(ローカル5G)での共同調達が考えられ、競争優位性をより高める

5Gの周波数拡張に向けた検討

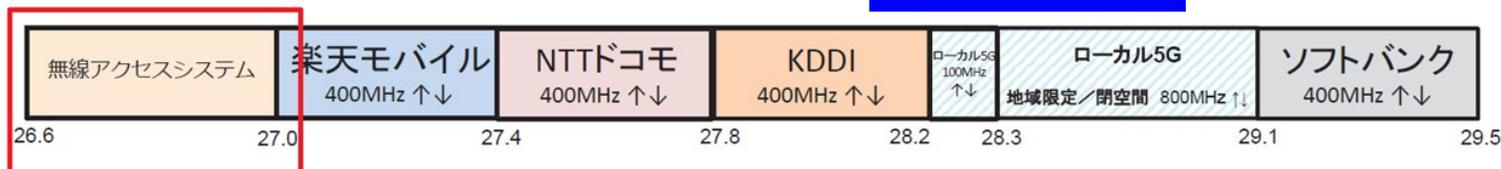
40

- 国際電気通信連合(ITU)の世界無線通信会議(WRC-19)や各国の動向等も踏まえつつ、情報通信審議会新世代モバイル通信システム委員会において、5Gの周波数拡張に向けて、対象周波数(下図参照)につき既存無線システムとの周波数共用検討等を実施。
- 令和3年度頃の周波数割当てに向けて、技術的条件をとりまとめる予定。

【4.5GHz帯】



【28GHz帯等】



出典：電波政策の最近の動向～5GやIoTがもたらす地方創生～(総務省：2020年1月31日) P.40

4.5GHz帯については、
**NTTドコモ殿・NTT東西殿(ローカル5G)間で
 共同の機器が使用できる可能性**

**共同調達が認められるのであれば、
 NTTグループ殿の優位性をより高めるおそれ**

そもそも、ローカル5GへのNTT東西殿の参入自体に強い懸念

NTT東西殿とNTTドコモ殿の関係は「競合」ではなく「連携」

NTT東西、地域版5Gへの参入意向示す

2019/5/10 18:37 | 763文字

NTT東日本・西日本は10日、総務省が今秋にも電波割り当てを予定する地域限定の次世代通信規格「ローカル5G」に参入したい意向を明らかにした。ローカル5Gに対してはNECやパナソニックなどのメーカーやCATV事業者なども興味を示している。参入に向けた各社の競争が激しくなりそうだ。

ローカル5Gとは、工場内や作業現場など地域限定で使える無線通信を、携帯大手以外の業種にも幅広く開放しようという取り組みだ。総務省は2018年末から導入に向けた議論を本格化させている。携帯大手には、この電波は当面割り当てない。

NTT東日本の井上福造社長は「(あらゆるモノがネットにつながる)IoTのネットワークを作るには無線回線がほしい。今後の法制度次第だが、周波数を獲得できるのであれば農場や自営施設内などでローカル5Gを展開したい」と語った。NTT西日本の小林充佳社長も「参入できるようになるのであれば、東日本と一緒にチャレンジしたい」とした。

NTTグループ内では既にNTTドコモが全国エリア向けの5G周波数を獲得。20年春の商用化に向けた取り組みを進めている。NTT東の井上社長は「ローカル5Gは地域限定ネットワークとなるのでドコモとは競合しない。むしろ連携できるのではないか」という考えを示した。

「ローカル5Gは地域限定ネットワークとなるのでドコモとは競合しない、むしろ連携できる」

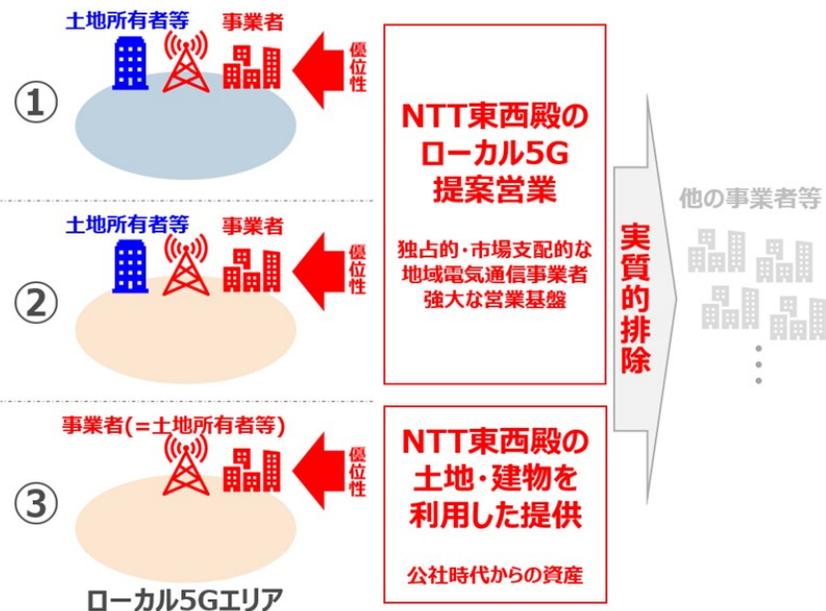
ローカル5Gに関する下記のような懸念が、**共同調達が認められればより強まる**

NTT東西殿参入時に考えられる影響①

11

NTT東西殿は、非常に優位な立場となる

(他事業者が排除され、個別ニーズに応じた5Gシステム構築が行われない懸念)



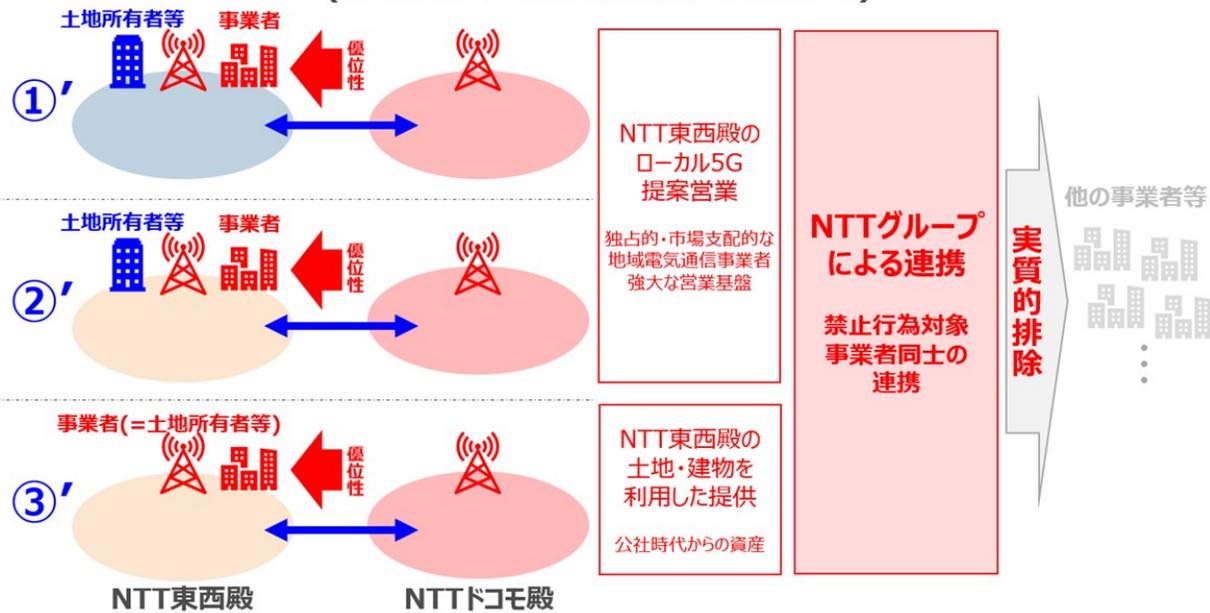
NTT東西殿の市場支配力の行使を制限する措置が必要

NTT東西殿参入時に考えられる影響②

13

NTT東西殿とNTTドコモ殿の連携により、さらに優位性を増す

(そもそものNTT東西殿の優位性に加えて)



圧倒的優位性を有すると考えられ、連携の制限等、公正競争確保のための措置が必要 (排他的連携が否かを問わず)

事例③ (NTTグループの保有資産活用等の動き)

NTTグループ各社の保有資産活用・連携強化の動きを 共同調達はより加速させ、競争優位性を高める



自治体等とのパイプをNTT東西殿が担いつつ
NTTグループ各社のソリューションを活用



電電公社時代から有する
全国の局舎等のリソースを最大限活用

グループ各社が持つそれぞれの地域での
自治体や地域企業等とのつながりを発展・深化

議論・考慮が必要なポイント③(総務省殿の認可)

仮に、最低限の範囲で共同調達を認めることが検討される場合においても、**公正競争を阻害しないことを担保すべく、認可制を導入していただきたい**

他者設備利用

このため、NTT 東西による他者設備の利用に当たっては、電話の役務の提供に係る責務を確保する観点から、以下(2)～(5)の考え方にに基づき、所要の要件を満たすことを確認すべく、NTT 東西の申請に基づく認可制を導入することが適当である。また、現行の交付金制度との関係については、以下(6)の考え方にに基づき対応を行うことが適当である。

出典：電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申（情報通信審議会：2019年12月17日）P.8

所要の要件を満たすことを確認すべく
NTT東西殿の申請に基づく認可制

共同調達

他方で、公正競争を確保する観点からは、NTT グループにおいて、公正競争を阻害しない範囲での共同調達の実施に関する方針の策定、共同調達の状況の公表等の自主的な取組を行うとともに、共同調達を求めるに当たり、総務省において公正競争への影響等を検証することとし、NTTに対して共同調達の運用状況等に関する定期的な報告を求める等の担保措置が必要である。

出典：電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申（情報通信審議会：2019年12月17日）P.52

NTTグループにおいて**自主的な取組**
総務省において**(事後的な)担保措置**

担保措置としては不十分であり、認可制の導入が必要

1. はじめに
2. 検討のプロセスについて
3. 議論・考慮が必要なポイント
4. まとめ

**共同調達容認是非は、共同調達単体での効果のみならず、
NTT殿の再編・規制の趣旨を損なわないかという観点での検討が必須**

共同調達は調達コストの低減のみにとどまらず、**各社戦略共有**や**機器の共同開発等**を通じた**グループ一体化**につながり得るものであり、**公正競争環境に与える影響・懸念は非常に大きい**

共同調達許容の判断に至った事実・客観的なデータが不足と考えるため、
判断のもととなった **①根拠・背景 ②期待される効果** を具体的にお示しいただきたい

IOWN構想・ローカル5Gの動き等は、
資材調達を取り巻く環境を変える可能性があり、**将来的な見通しも考慮**して検討いただきたい

仮に最低限の範囲に限定して「共同調達」を認める場合にしても、
公正競争を阻害しないこと担保すべく、**認可制導入**は必須としていただきたい